平成２２年（フ）第１０７号
兵庫県豊岡市日高町土居80番地の１
破産者　祝木工業株式会社
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第２４６号
茨城県水戸市大工町２丁目２番11号
破産者　有限会社ハナ企画
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第７２号
埼玉県川越市芳野台２丁目８番地29
破産者　北興産業株式会社
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４３９号
埼玉県狭山市大字堀兼1071番地
破産者　株式会社折原産業
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５９３号
埼玉県日高市大字上鹿山323番地７
破産者　有限会社ゆうりホーム
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６１８号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1829番地52
破産者　株式会社杏和電工
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６４７号
埼玉県入間市大字野田1484番地１ガーデンコート入間602
破産者　有限会社ファーストプライオリティー
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７０８号
埼玉県所沢市松葉町２番７号
破産者　株式会社ｙａｍａｎａｋａ
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１１０号
千葉県八街市八街は３番地63
破産者　石垣　成子
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２０年（フ）第１０８６５号
岩手県盛岡市愛宕町11番22号
破産者　和山物産株式会社
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８４２号
東京都港区六本木４丁目１番９号
破産者　株式会社ドリームアーク
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８４７号
東京都港区六本木３丁目９―11―802
破産者　大森　幹也
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８０５号
埼玉県戸田市上戸田２丁目１―18―603、開始決定時の住所埼玉県さいたま市緑区東浦和３丁目１－７
破産者　宍戸　重一
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８０６号
埼玉県戸田市上戸田２丁目１―18―603、開始決定時の住所埼玉県さいたま市緑区東浦和３丁目１－７
破産者　宍戸世津子
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５０号
東京都多摩市乞田933番地の２
破産者　有限会社寿サービス
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１８７号
東京都日野市豊田２丁目21番地の28
破産者　鳩　　玲
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９７号
岐阜県恵那市岩村町292番地
破産者　平出　敏則
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第９８号
岐阜県恵那市岩村町292番地
破産者　平出しのぶ
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第３３５号
京都市山科区北花山中道町23番地
破産者　山科第一センター協同組合
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３３号
島根県邑智郡邑南町戸河内884番内第１地
破産者　住田　孝重
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第７２２号
岡山市北区原1154番地、住民票上の住所岡山市北区原1154番地２
破産者　津島　康男
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６５０号
広島市西区観音本町１丁目12番11号
破産者　有限会社ヤマシタ建築積算事務所
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６６号
福岡県久留米市六ツ門町10番地の13
破産者　株式会社とよしま
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部